

## 学位論文要旨

# 蒙地奉上 「満州国」の土地政策

広川佐保

### 問題の所在と課題

#### 問題意識

20世紀初頭、内モンゴル東部社会は大きな変革を迎えようとしていた。清朝政府はモンゴル地域に対し、漢人の入植を禁じる「封禁政策」をとっていたが、それにもかかわらず、漢人の入植が進み、各地では開墾が行われ、遊牧社会は農耕社会に転換しつつあった。中華民国期にはいると、内モンゴル地域の各地では開墾が進んだだけでなく、隣接する奉天省、吉林省、黒龍江省、熱河省などの各政府がそれぞれ土地政策を展開したため、土地を巡る権利関係がさらに錯綜していった。1931年9月18日、満州事変（九・一八事件）勃発以降、内モンゴル東部地域に居住するモンゴル人は「満州国」（以下、満州国）に組込まれてゆく。1932年から1945年の間、満州国政府は内モンゴル東部地域に「興安省」を設置し、「興安局」、「蒙政部」などの機関によって、この地域のモンゴル人を統治した。満州国政府は、「近代的」土地制度を確立するために、1935年より「地籍整理事業」を開始する。内モンゴル東部地域では遊牧と農業が混在していたため、満州国政府は、開墾状況や政治状況に応じて蒙地（モンゴルの行政組織の旗が置かれた区域）を区分したうえで、土地政策を立案していこうとした。

本論文では、満州国時代を、地籍整理事業により内モンゴル東部地域を含む中国東北部の土地制度が大きく転換した時期と捉え、これに伴い、モンゴル人王公からモンゴル人官吏へ権力が移行した時期とみる。こうした点を踏まえた上で、まず、満州国時代に作成された地籍整理事業に関わる資料を中心に、蒙地の重層的な土地権利関係について分析を加えていく。これと同時に、当時、満州国政府が、蒙地の重層的な権利関係を単一化するために、どのような取り組みを行なったのか、そしてそれはいかなる帰結を迎えたのか明らかにしたい。

#### 先行研究

筆者は、本論文と関連する先行研究について（1）近代内モンゴル東部地域史、（2）満州国時代のモンゴル、（3）満州国時代の地籍整理事業、という座標軸を設定し、これまでの研究動向とその内容についてまとめた。清末から民国初期にかけての内モンゴルの土地制度史や政治史、満州国の地籍整理事業については、ある程度の蓄積があり、さらに、近年、満州国時代の資料や中国の文書資料を用いた研究が活発化しつつある。一方、中国（内モンゴル）において、満州国時代のモンゴル史研究は、政治的・民族的問題をはらむため、非常に難しい状況にある。本論文ではこれらの先行研究を参照したうえで、以下の課題に基づき、研究を進めている。

## 課題

まず、内モンゴル東部地域を土地制度史面から検討する。

清末「新政」以降、内モンゴルでは大規模な開墾政策が実施されていた。民国時代以降、東三省各地域（黒龍江省、吉林省、奉天省、熱河省）において権力を握った各地方政権は、財源の確保と地域の把握のため、それぞれの管轄地域において、清丈（土地の測量）や地券の書き換えなど、新たな土地政策を展開していった。本論文では、満州国時代の調査資料をもとに、清末から民国時代における土地開墾政策の背景とその特徴について検討し、内モンゴル東部地域における重層的な土地権利関係を把握することを目指す。

1935年より、満州国政府は地籍整理事業を展開してゆくが、この地籍整理事業の一環に蒙地の処理があった。本論文は満州国の地籍整理事業の内容を追うとともに、そのなかの蒙地処理に関する政策の変遷を分析してゆく。当時、「近代的」土地制度の確立を目指す満州国政府は、「伝統的」慣習の残るモンゴル社会との対立を生み出していた。さらに、蒙地処理に伴う調査のなかで、調査に当たった日本人は内モンゴル東部地域社会に残存する重層的な土地権利関係に直面し、これらの問題の対処に追われることとなる。以上の諸点を視野に入れながら、地籍整理事業の内実を明らかにしたい。

次に、モンゴル史に関わる問題として、以下の問題に取り組むことにしたい。

1930年代、内モンゴル社会は、国民党側に属する勢力、モンゴル人民共和国と連絡を取る勢力、王公など、様々な勢力に分散していた。当該地域のいかなる層のモンゴル人が、どのような目的、あるいは経緯で満州国建国に参加したかについては、これまでほとんど検討されてこなかった。本論文では、これらの問題を明らかにするため、満州事変前後のモンゴル側の動きに注目するとともに、かつ、関東軍の対内モンゴル政策の展開についても検討する。

さらに、実際に満州国政府が展開した対モンゴル政策と、それに対するモンゴル側の反応について分析する。満州国政府は建国当初よりモンゴルの行政区画及び行政組織に大幅に手を加えてゆく。さらに地籍整理事業を巡って、満州国土地局と、モンゴル側ないし蒙政部は激しく対立する。しかしながら、凌陞事件を契機として、モンゴル側の意見は封じ込められ、その結果、モンゴルの旧来の権力者である旧王公は土地に基づく権益を失ってゆく。これらの過程について、地籍整理事業のなかの蒙地処理を軸に考察してゆくことにしたい。

## 資料の問題

近年、中国国内の各文書館において資料の公開が進みつつあるが、モンゴル関係や満州国時代の史料に関しては、民族・政治問題に関わるため、一次史料である档案の利用には制限がある。しかしながら、これらの各資料館は、日本語資料の整理と目録の作成を進めており、刊行された資料に限っては利用が可能になってきた。また、中国では戦後、関係者の回想録が数多く刊行されているが、資料の性質上、利用には慎重を要する。このような史料状況は、文化大革命の際、内モンゴルの人々が過去における日本との関係を問われたこと、そしてこの時期に多くの史料が失われたことと大いに関係があろう。筆者は日本、中国（内モンゴル）、台湾の資料館において可能な限り資料調査を行い、清末・民国時代の

モンゴル語・漢語档案資料、満鉄や満州国政府諸機関が発行した雑誌や資料、1945年以降編纂された漢語、モンゴル語、日本語資料を収集している。

## 構成

本論文の構成は以下の通りである。

はじめに 問題の所在

第1章 モンゴル人の満州国参加 「蒙地」と「自治」区域

第2章 満州国土地政策の展開

第3章 土地政策を巡る対立 蒙政部の廃止

第4章 「蒙地奉上」に至る過程

第5章 「錦熱蒙地」の処理の開始 県旗複合制度と土地問題

第6章 「錦熱蒙地奉上」 所有権の一元化と現状維持を巡って

第7章 対モンゴル政策の転換と『蒙地管理要項』

おわりに まとめと展望

## 各章の概要

### 第1章 モンゴル人の満州国参加 「蒙地」と「自治」区域

第1章では、満州国時代以前の内モンゴル東部地域の状況について概観したうえで、満州事変（九・一八事件）以降の、モンゴル人による独立・自治運動について検討している。

清朝時代、内モンゴルでは「封禁政策」が取られ、漢人の入植が禁じられていた。ところが、20世紀初頭、清朝は「新政」により封禁制度を転換し、内モンゴルに対する植民政策を積極的に推し進めてゆく。これにしたがい、内モンゴル東部地域では、モンゴル人と漢人の間に複雑で重層的な土地権利関係が展開していった。さらに、民国時代、内モンゴルは行政的に分割されてゆき、モンゴル人は、自治権及びその区域をめぐって中華民国政府や東三省の地方政権と対立してゆく。1931年の満州事変勃発以降、関東軍の政策のもと、内モンゴル東部地域のモンゴル人の様々な勢力は「自治権」を求めて満州国に参加した。これに対し、満州国ではモンゴル人行政区域として興安省が設立されるものの、従来日本側から約束されていたモンゴル人の「自治権」は、完全には認められることはなかった。

一方、満州国政府は、地籍整理事業を進めるため、中央に土地局を設置し、蒙地を(1)開放蒙地、(2)非開放蒙地、(3)錦熱蒙地の3つに区分してゆく。まず、(1)の「開放蒙地」とは、東三省において清代・民国時代に開墾された土地であり、県が設置されていた。ここで旗は入植者から蒙租を徴収していた。(2)の「非開放蒙地」とは、県が置かれていないモンゴル人居住地域であるが、政府はここに興安省を設置した。(3)の「錦熱蒙地」とは、清代にジョーオダ、ジョソト各盟が置かれた蒙地であり、借地養民地制度や「金丹道事件」により、漢人とモンゴル側のあいだで土地権利関係が複雑化していた地域である。民国時代までに、同地域は、ほぼ全域で開墾が進み、すべての地域に県が設置され、満州国時代、錦州・熱河省が置かれる。

## 第2章 満州国土地政策の展開

第2章では、1935年より開始される「地籍整理事業」について、満鉄経済調査会の立案書類や関東軍の土地政策をもとに分析を行った。1920年代、満鉄や関東都督府などに所属し、中国東北地域や蒙地の土地制度調査に携わっていた天海謙三郎、亀淵龍長、杉本吉五郎らにより、『満州旧慣調査報告書』が作成されていた。これらの経験を踏まえ、1933年以降、満鉄経済調査会や関東軍は、満州国の土地制度政策である『満州国土地方策』を作成してゆく。さらに1934年以降、土地局顧問である加藤鉄矢は、土地権利関係の一元化を強力に推し進めてゆく。1935年より、満州国政府は「近代的」税制度確立のため、土地制度改革に着手し、「臨時土地制度調査会」を設置して、地籍整理事業を開始する。土地局は、開放蒙地の処理に際して、従来、モンゴル人王公や旗が開放蒙地に対して有してきた権利を「上級所有権」、耕作者の権利を「下級所有権」として整理し、モンゴル側の「上級所有権」を廃止することで開放蒙地の処理を進めていこうとする。一方、蒙政部はモンゴル側の旧来の諸権利を擁護する立場を取り、土地局や満州国諸機関と対立を深めてゆく。これらの問題を解決するために、土地局は天海謙三郎、亀淵龍長、杉本吉五郎らを土地制度調査会小委員会委員に任命して、土地調査に当らせることを決定する。

## 第3章 土地政策を巡る対立 蒙政部の廃止

第3章では、関東軍ならびに満州国土地局の方針に対して、モンゴル側が反発を深めていく様相を描いた。1932年以降、満州国政府は、モンゴルの王公制度を廃止するなど、様々な対内モンゴル政策を実施し、1934年には、モンゴル側の行政監督機関として蒙政部を設置していた。しかしながら、土地問題の解決を巡って、土地局とモンゴル側の在来の権利を主張するモンゴル人・満州国蒙政部は激しく対立してゆく。1935年3月、蒙政部はモンゴル人省長と土地問題について協議するために、「第1回興安四省省長会議」を開催するが、ここでは、モンゴル人省長から、満州国政府の施策に対する不満が続出する。ところが、会議後、興安北省省長の凌陞はスパイの嫌疑により処刑され（凌陞事件）、これにより、モンゴル側の発言権は完全に抑え込まれてゆく。

一方、満州国政府は、土地局を「地籍整理局」に改編し、翌1936年には「土地審定法」を制定し、地籍整理事業を推進してゆく。また、この時期、関東軍や満鉄経済調査会は「満州産業開発5ヶ年計画」にむけて、新たな経済政策の確立に着手しつつあった。

1935年10月に開催された「土地制度調査会第一回委員会会議」において、土地局は、土地制度調査会小委員会の作成した『蒙地整理案』を根拠として、開放蒙地における土地権利関係の一元化を決定する。同案の方針とは、モンゴル側が旧来より有してきた土地に対する諸権利を否定したうえで、入植者である漢人に「所有権」を認めるというものであった。その後、蒙政部は、地局の改革などに取り組むが、1937年に廃止されてしまう。当時、蒙政部の廃止により、モンゴル人は大きな幻滅を感じていた。

## 第4章 「蒙地奉上」に至る過程

第4章では満州国における具体的な蒙地処理方法の内容について見てゆく。満州国政府

は、『蒙地整理案』をもとに「蒙地奉上」を決定したのち、具体的な土地整理の方針決定のために、開放蒙地における実態調査を実施し、その報告書として『開放蒙地調査報告書』を作成する。『蒙地整理案』と『開放蒙地調査報告書』の内容を比較すれば、『蒙地整理案』は、土地局の方針に合致するような民国時代の法令もとに作成されたといえる。一方、『開放蒙地調査報告書』は、『蒙地整理案』の内容とは異なり、1930年代でさえ、開放蒙地には旧慣が色濃く残り、そこに清朝時代、民国時代の権利関係が重層的に展開している状況を示していた。しかしながら、地籍整理事業の完了を急ぐ満州国政府は、開放蒙地における土地権利関係の一元化を図ってゆく。これははからずも、従来モンゴル側と対立してきた民国時代の政策を採用することを意味した。満州国政府は、「蒙地奉上」(1938年)にむけて、「開放蒙地処理要綱」と「旧蒙古王公待遇要綱」を策定し、土地所有権の一元化を図ってゆく。これにより、従来モンゴル側が治めてきた「開放蒙地」は、行政的にモンゴル側から切り離され、王公制度も実質的に廃止されることとなる。旧王公に代わり、新たにモンゴル人官吏が、満州国の行政に関わってゆくのである。

## 第5章 「錦熱蒙地」の処理の開始 県旗複合制度と土地問題

第5章では、錦熱蒙地における土地政策について見てゆくことにしたい。清朝時代より、ジョーオダ・ジョソト盟では、借地養民地制度により蒙地を開放していたが、開墾後も蒙地の「所有権」は依然として「モンゴル人王公、旗」に帰するとされていた。したがって入植した漢人には「業主権」(所有権)ではなく一種の「永佃権」、「永租権」が認められたに過ぎなかった。一方、モンゴル側(王公、旗、寺廟、旗人)は、それぞれ入植した漢人農民から得た「租子」を生活の糧としていた。こうしたモンゴル側の租子徴収権は、「吃租権」と呼ばれた。これらの状況は民国時代の土地政策を経て、さらに複雑化してゆく。満州国政府は、このようなモンゴル人と漢人の土地権利関係を「分割所有権」的であると解釈し、「吃租権」を解消して、いずれかに土地所有権を認めていこうとしていた。

1933年、関東軍は熱河を占領後、満州国政府は錦熱蒙地において、(1)同一地域に重複する県と旗のいずれを採用するかという問題と、(2)同一地域において、モンゴル人と漢人のいずれに土地所有権を認めるか、という2つの問題に直面した。(1)の県旗の問題について、満州国政府は、「県旗複合制度」により、県・旗を合体させる方針を打ち出した。(2)のモンゴル人と漢人間の土地権利関係については、モンゴル側の「吃租権」をいかに解消していくかが問題となっていた。当初、満州国政府は、「國務院案」をもとに、「吃租権」を一律に解消し、急進的に単一所有権を確立しようとしていた。現地の官吏たちは、現地の実態把握のために、錦熱蒙地調査に取り掛かるが、これにより、漢人とモンゴル人の、「分割所有権的」状況がさらに浮き彫りとなっていった。

## 第6章 「錦熱蒙地奉上」 所有権の一元化と現状維持を巡って

第6章では、錦熱蒙地の土地権利関係の整理を巡って、満州国政府が土地所有権の一元化と現状維持のあいだで揺れ動く状況について検討している。

1937年、日中戦争の開始とともに、熱河省では中国共産党の勢力が増すなど政治的に不

安定な状況が生じてゆく。このような状況の中で、現地の官吏は、錦熱蒙地の実態に合致させるために、「分割所有権」の規定を土地制度案に盛り込むことを主張する。これに対し、満州国政府は「国務院案」に基づいて単一所有権を確立していく方針を貫き、1939年「錦熱蒙地奉上」を実施し、同時に「旗制」を実施する。このような措置は、モンゴル側の諸権利を「上級所有権」として一律に廃止した開放蒙地奉上の場合と大きく異なっていた。ところが、実際の事業のなかで、満州国政府は、単一所有権を確立できないような問題に直面し、結局、「分割所有権」を認めざるをえなくなる。

一方、満州国の地籍整理事業は、1939年以降、国内の更なる早期完遂の要請により、再度計画変更をおこなう。これに伴い、満州国政府は、1940年2月、地籍整理局を「国務院地政総局」に改編する。地政総局は、1943年までに緊急要請に即応する主要地域の地籍整理を一応完了し、1944年以降、残余の地域の地籍整理を継続するものの、地籍整理事業は未完のまま終戦を迎えることになる。

## 第7章 対モンゴル政策の転換と『蒙地管理要綱』

第7章では、満州国政府の対モンゴル政策の転換を検討したうえで、興安省地域、つまり「非開放蒙地」の土地政策である「蒙地管理要綱」について分析を行った。1939年、モンゴル人民共和国と満州国のあいだで、国境紛争であるノモンハン事件（ハルハ河戦争）が生じる。この結果、満州国は敗北を喫するが、モンゴル人民共和国と国境を接する興安省の重要性が高まってゆく。これより、満州国政府は対モンゴル人政策を転換し、「興安振興三カ年計画」を実施するなど、興安地域を重視し始める。1930年末より、満州国政府・興安局は、まず、「省外蒙地」における土地権利関係の整理に着手し、続いて「非開放蒙地」の実態調査を開始する。これをもとに、興安局は、1940年代初め、「非開放蒙地」に「蒙地法」を策定しようとする。これに対し、蒙政部廃止に反発していたモンゴル人側は、「蒙地法」の制定に非協力的であった。しかしながら、時勢の変化の中で、モンゴル人側は危機感を強め、興安局と協議を開始する。この結果、「非開放蒙地」の管理方法を定めた「蒙地管理要綱」が完成する。「蒙地管理要綱」の特色は、所有権の問題を留保し、蒙地の旧慣を重視し、旗長の強い権限の下、蒙地を管理することを明文化した点にある。一方、蒙政部廃止後も、モンゴル側からは幾度となく、興安省を統轄する機関の設立要求がなされていた。満州国内で、この問題は留保されつづけるが、1943年、関東軍の政策と相まって、「興安総省」が設立されることとなる。1940年代、興安地域では、「蒙地管理要綱」の制定と興安総署の設立という2つの大きな動きがあったが、これらの背景には、旧王公出身ではないモンゴル人官吏の意向が、かなりの程度反映されていたのである。

### まとめ

本論文のなかで見てきたように、課題で示した土地制度史の問題とモンゴル史に関わる問題は、互いに連動しながら、崩壊しつつあった王公制度の解体を促進し、モンゴル社会を転換させる土台を準備しつつあった。これらは、日本支配がモンゴル社会に与えた影響を示すものであり、戦後内モンゴル社会にも受け継がれてゆく。満州国の支配は、内モン

ゴル東部地域における封建制度を断ち切り、1945年以降の新しい時代への出発点を準備したものといえよう。また、これらの歴史的事象のなかで、モンゴル側の立場に立とうとした、大場辰之助、及川三男、竹村茂昭など、日本人官吏の重要な動きがあった。

1945年以降、内モンゴルでは、土地改革を経て大規模な開墾と大量の漢人移住が進み、砂漠化や民族問題などの問題に直面している。現在、本論文で見てきたような歴史的な動きは、農耕と遊牧の問題や環境問題、民族問題などと絡み合って、より複雑な様相を見せながら、展開しているのである。